第

5 6 4 9

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2017年)平成29年 2月 13日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ セルフメディケーション税制における一定の取組

Q: 平成29年からセルフメディケーション 税制が始まったそうですが、どのようなもの が対象になるのですか?

A:次のようなものが対象になります。 【解説】

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日~平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(上限:8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除するという制度です。

一定の取組とは、厚生労働省大臣が定める 健康の保持増進及び疾病の予防への取組に規 定する健診や予防接種等を受けることをいい、 具体的には、次のものが該当します。

- ・保険者(健康保険組合、市町村国保等)が実施する健康診査(人間ドック、各種健(検)診等)
- ・市町村が健康増進事業として行う健康診査 (生活保護受給者等を対象とする健康診査)
- ・予防接種(定期接種又はインフルエンザワク チンの予防接種)
- ・勤務先で実施する定期健康診断・特定健康 診査(いわゆるメタボ健診)又は特定保健指 導
- ・市町村が実施するがん検診







